令和５年度 甲種防火管理再講習実施案内

〇　防火管理者のみなさまへ

現在、防火管理者として選任されている方で、かつ、高度な防火管理を必要とする収容人員３００人以上の特定防火対象物の防火管理者に対しては、直近の講習の課程を修了した日（防災管理新規講習を受講された方は、その受講日）以後における最初の４月１日から５年以内ごとに、防火管理の再講習（以下「甲種防火管理再講習」という。）の受講が義務付けられています。

田川地区消防本部では、甲種防火管理再講習を次のとおり実施します。田川市郡内の防火対象物の関係者又は管内に居住の方を優先して受付を行います。他の地域の方については、定員に達してない場合のみ、申込締切日の７日前から受付を開始します。

　※受講義務の有無及び期間が不明な場合は、お問い合わせください。

１　実施日時

　　令和５年９月２２日（金）

　　９時３０分～１１時３０分（受付９時００分～９時３０分）

２　実施場所

　　田川市民会館　講座室２（田川市大字伊田２５５０－1）

３　定員

　　２０名（定員になり次第締め切り）

４　申込期間

　　令和５年８月１日（火）～８月３１日（木）

　　受付時間　平日８時３０分～１７時００分（土・日・祝日の受付はいたしません。）

５　申込方法

⑴　「甲種防火管理再講習申込書」に必要事項を記入し、申し込みを行ってください。

※田川地区消防本部ホームページよりダウンロードしてください。

　「各種講習案内」→「令和５年度甲種防火管理再講習の実施について」→「甲種

防火管理再講習申込書」

　⑵　申し込み時、テキスト代として１，６００円を徴収いたします。

※上記⑴から⑵を田川地区消防本部 予防課予防係（２階事務室）に提出してください。

（電話、FAX、郵送、メールでの申し込みは受け付けておりません。）

　⑶　返金について

　　　講習前日までのキャンセルにつきましてはご返金いたします。

　⑷　講習修了後に、修了証の交付手数料として２００円を徴収いたします。

６　講習内容

　・防火管理の動向と制度の概要等

　・防火対象物の変換と防火管理

　・火災事例等に基づく防火管理対策

　・防火管理に関する消防法令等の改正概要（おおむね過去５年間）

７　その他

　・マスクの着用については個人の判断にお任せします。

・発熱・風邪の諸症状がある場合、担当へ事前にご相談してください。

・受講票及び筆記用具を持参してください。

・講習で使用する教材は講習当日お配りいたします。

・講習時間を厳守し、全科目を受講しないと修了証の発行はできません。

８　お問合せ先

　　田川地区消防本部 予防課予防係（担当：田中／松岡）

℡：０９４７－４４－０６５０（代表電話）/４４－６２５６（予防課直通電話）



